

世田谷総合支所地区キャラクター取扱基準

平成26年2月1日
世田谷総合支所地域振興課

(目的)

第1条 この基準は、地区ビジョンの目標実現及び地区のコミュニティ醸成を図るため、「世田谷総合支所地区キャラクター」（以下「地区キャラ」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 地区キャラは、次のとおりとする。

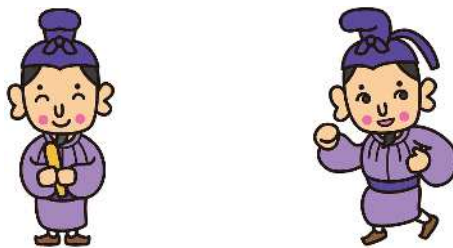
- (1) 地区キャラは、まちづくりセンターの地区ごとに作成した7つのキャラクターを指す。
- (2) 名称は、それぞれ次のとおりとする。デザインは、世田谷総合支所が定めた次のデザイン及び各まちづくりセンター所長が別に定めるその展開デザインとする。

基本デザインと名称

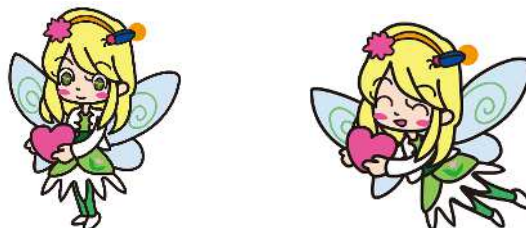
①池尻地区キャラクター「みいけ」



②太子堂地区キャラクター「太子丸」



③若林地区キャラクター「わかゆちゃん」



④上町地区キャラクター「代官ホタルン」



⑤経堂地区キャラクター「お経ちゃん」



⑥下馬・野沢地区キャラクター「しものざワン」



⑦上馬地区キャラクター「かみじいさん」



(使用基準)

第3条 地区キャラに関する一切の権限は、区に属する。

2 地区キャラを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 世田谷総合支所管内の各地区のPRに寄与するものであること。
- (2) 世田谷総合支所管内の各地区の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 特定の個人、政治団体の支援を目的としないものであること。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (6) 営利を目的としないものであること。
- (7) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものではないこと。

(使用届及び提供)

第4条 区長は、地区キャラを利用しようとする者に、区が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、使用届（第1号様式）を提出させなければならない。また、その届出内容に変更が生じたときも同様とする。

2 使用届の受付及び地区キャラの使用に必要なデータ等の提供は、当該地区を所管するまちづくりセンターが行うものとする。

3 第1項に規定する使用届の提出を受けた場合、まちづくりセンターは、世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談に、その写しを送付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、変形して使用することはできない。

2 使用届を提出した者は、使用届の内容以外に使用しないこと。

(使用の中止)

第6条 区長は、地区キャラの使用がこの取扱基準を逸脱している場合、使用届に虚偽がある場合、その他著しく不適當な場合には、地区キャラの使用を中止させることができる。

(経費等の負担)

第7条 区は、この取扱基準による使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 区は、地区キャラの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

附 則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。